

秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖における 協議会（第5回）

基金等を通じた振興策の実施について

令和6年3月

秋田県

- 本海域の協議会意見とりまとめにおいて、選定事業者は、基金への出捐等を通じて、地域や漁業との協調・共生策を講じることとされている。
- 協調・共生策の実施に当たっては、公平性・公正性・透明性を確保することが求められている。

秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖における協議会意見とりまとめ 一部抜粋

- ・ 選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念のもと、今後設置される基金への出捐等（以下「基金への出捐等」という。）を通じて、発電事業で得られた利益を還元することにより、地域や漁業との協調・共生策を講じること。基金への出捐等の規模（総額）については、20年間の売電収入と見込まれる額の0.5%を目安とする。また、各年度の基金への出捐等の額、用途その他地域や漁業との協調・共生策の実施に必要な事項については、選定事業者が協議会構成員に対し必要な協議をすること。
- ・ 選定事業者、関係漁業者及び地元自治体等は、基金への出捐等及び基金の設置・運用（基金を通じた取組みの実施を含む。）に際して、公平性・公正性・透明性の確保や効率的な発電事業の実現も含め、基本的な方針に記載された目標の両立に配慮すること。
- ・ 能代市、三種町及び男鹿市以外に基金を設置する場合には、基金の設置者は、基金の運用状況や基金残高等を管理する基金台帳を備え付けるほか、定期的に外部監査を受けること。あわせて、当該基金台帳の内容や外部監査の結果を定期的に協議会構成員へ報告することにより、基金の透明性を確実に確保すること。

地域振興策及び漁業振興策の実施方法について

- 選定事業者からの出捐を活用して実施する協調・共生策は、地域の住民や産業を主な対象とした「地域振興策」と、漁業者を対象とした「漁業振興策」に分けて実施。
- 「地域振興策」については、市町が条例に基づき設置する地域振興基金を活用して実施。
- 「漁業振興策」については、漁業者が特別会計又は基金として受け入れて実施するもの、市町が条例に基づき設置する漁業振興基金（地域振興基金とは別に設置）を活用して実施するものに区分。
- 迅速かつ効率的な運用のために必要な場合には、上記以外の実施方法も検討していくほか、振興策の内容検討のため、必要に応じて実務者会議を開催していく。

透明性の確保について

- 「地域振興策」の実施に当たって設置する基金については、地方自治法に基づく予算・決算に関する議会・監査委員の審査を通じて透明性を確保する。
- 「漁業振興策」については、漁業者、市町の2者が実施主体となるため、それぞれ以下のように対応。
 - 漁業者 県が水産業協同組合法に基づいて行う常例検査の際に台帳等を確認。必要に応じて関連団体等の帳簿を確認。
 - 市町 地方自治法に基づき対応（地域振興策の基金と同様）。
- これらの結果及び各振興策の実施状況について、協議会へ報告する。